

保育料を **約15%** ※1 引き下げました!



※1 昨年度比（国基準の65%程度です）

保育料は、国の保育料基準を参考に市町村ごとに定めています。本町では“子育てにやさしいまちづくり”をより一層推進するため、子育て世帯の負担軽減を図りました。

入所児の属する世帯階層区分		保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯（ ）はひとり親世帯	5,000円（0円）	4,000円（0円）
第3階層		町民税均等割課税世帯（ ）はひとり親世帯	11,000円（10,000円）	8,000円（7,000円）
		町民所得割課税世帯（ ）はひとり親世帯	12,000円（11,000円）	10,000円（9,000円）
第4階層		13,000円未満	※2 17,000円	16,000円
		13,000円～26,000円未満	20,000円	17,000円
		26,000円～40,000円未満	22,000円	19,000円
第5階層		40,000円～61,000円未満	25,000円	23,000円
		61,000円～82,000円未満	29,000円	27,000円
	82,000円～103,000円未満	34,000円	30,000円	
第6階層	103,000円～206,000円未満	38,000円	32,000円	
	206,000円～309,000円未満	40,000円	33,000円	
	309,000円～413,000円未満	42,000円	34,000円	
第7階層	413,000円～520,000円未満	44,000円	35,000円	
	520,000円～627,000円未満	45,000円	36,000円	
	627,000円～743,000円未満	47,000円	37,000円	
第8階層	743,000円以上	61,000円	45,000円	

同一世帯から2人以上の子どもが入所している場合2人目の保育料は2分の1とし、3人以上の子どもが入所している場合3人目の保育料は徴収しません。

（※2）保育料減額の例

第4階層 3歳未満児の場合

昨年度	今年度
21,000円	17,000円
24,000円	→ 20,000円
27,000円	22,000円



タクシ-の利用料金を助成します!!

利用できる人

- ① 町内に住所があり、税金などの滞納がなく、次の①～③に該当する人
- ② 75歳以上で車の運転免許を保持していない人
- ③ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を持っている人
- ④ 介護認定を受けている人

利用者負担

1回の乗車につき 500円
 （ただし、利用料金が3,500円を超えた分は利用者負担）

利用回数

1年間に最高で48回
 （ただし、今年度は最高で44回）

利用時間

午前7時30分～午後7時

利用区間

智頭町内



利用登録の流れ

ステップ1

「タクシ-利用者証明書」「タクシ-利用券」の申請をしましょう!!

利用申請を福祉課（ほのぼの内）で行ってください。

「タクシ-利用者証明書」は初回登録時のみ、「タクシ-利用券」は年度ごとに申請が必要です。

【必要な物】

- 印鑑
- 写真：縦3cm×横2.5cm（3ヶ月以内に撮影したもの）
- 上記②、③の該当者は、手帳など証明できるもの

ステップ2

審査を待ちます

福祉課での審査を通ると「タクシ-利用者証明書」と「タクシ-利用券」が自宅に郵送されます。

代理申請も出来ますので、詳しくは福祉課へ問い合わせてください。

利用方法

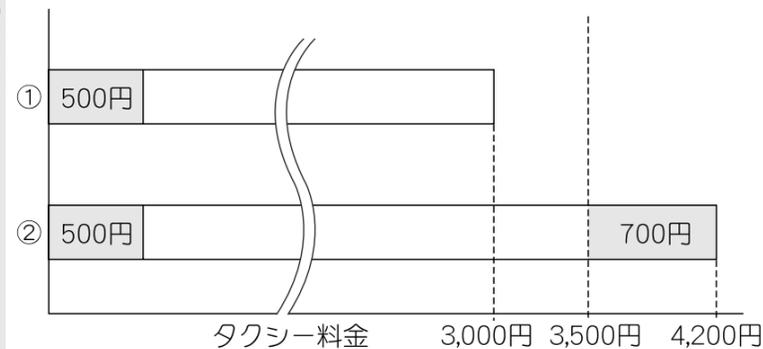
- ① タクシ-乗車時に証明書を提示してください。
 - ② 降車時に利用券と利用負担金500円を渡してください。
- なお、タクシ-料金が3,500円を超えた分は本人負担となります。
- また、遊興目的の利用は認められません。

同乗者について

利用対象者以外が同乗した場合、一人につき利用料金500円必要です。

なお、障害者手帳に第1種の記載がある人の同乗者・要介護認定者（要介護2以上）の同乗者・18歳未満の同乗者は同乗者料金一人500円を支払う必要がありません。

利用料金の例



①の場合

利用料金の総額が3,500円以下なので、500円を支払う。

②の場合

利用料金の総額が3,500円を超えているので、500円+700円の合計1,200円を支払う。